

装^フ航第13435号
2 8 . 1 0 . 5

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛省所管国有財産（航空機）の用途廃止後の取扱いについて（通知）

標記について、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第三十六条及び第三十七条を踏まえ、防衛省所管国有財産（航空機）の用途廃止後の取扱い要領について、別紙のとおり取りまとめたので、参考にされたい。

配付区分：防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）

防衛省所管国有財産（航空機）の用途廃止後の取扱い要領

（趣旨）

第1 防衛装備品の廃棄段階として行う売払いは、そのライフサイクルコストの抑制を図るための重要な手段の一つであり、その趣旨を踏まえると、早期に実現することが望ましい。この要領は、任務が消失し、又は任務の不適合が生じた航空機の取扱いに関する指針について（防衛計第7763号。19.8.15）の別紙第2条第1項に規定する任務が消失し、又は任務の不適合を生じたことの認定を受けた防衛省所管国有財産（航空機）（以下「航空機」という。）について用途廃止の決定をした場合において、諸外国との防衛装備協力や自衛隊の運用に支障のない範囲で、これを普通財産として適切に売り払うため、当該航空機の売払いに必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2 この要領において使用する用語は、防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号。以下「規則」という。）及び防衛省所管国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第24号）において使用する用語の例による。

（売払い等の基準）

第3 部局長は、航空機について用途廃止の決定をする際は、防衛装備府長官と調整の上、所要の確認を実施し、次に掲げる基準により売払い等の内容を決定するものとする。

- (1) 以下の規定に該当する航空機については、これを物品に編入の上、処分するものとする。
 - ア 国の機密が漏れるおそれがある場合
 - イ 一般の使用又は所持が禁止されている場合その他公序良俗に反する場合
 - ウ 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものに該当する場合
 - エ 航空機の使用に供さないことが明らかな場合
 - オ 買受人がない場合
 - カ 売払いに際し、売払価格より多額の費用を要する場合
- (2) 前号に該当しない航空機については、これを普通財産として売り払うものとする。

(部局長による措置)

第4 部局長は、第3において売払いをすることとなった航空機（以下「対象航空機」という。）について、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) あらかじめ、防衛省所管航空機であることを標示するための記号、標識等について、当該対象航空機を使用していた部隊等において、可能な限り抹消又は除去すること。
- (2) 規則第24条に規定する防衛大臣の承認を受けること。
- (3) 規則第25条に規定する所轄財務局長等への通知をすること。

(契約における留意事項)

第5 部局長は、用途廃止の決定をした航空機を売り払うときは、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 予定価格の算定に際しては、次に掲げる事項に留意する。
 - ア 調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）を準用し、実施すること。なお、市場価格方式を採用する場合には、規則第24条（4）に記載の価格評定調書を考慮すること。
 - イ 引渡し後の使用に際し必要となる、航空法並びに外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）をはじめとする法令上の手続は買受人の負担により行うため、防衛装備庁長官と調整の上、当該費用を考慮すること。
 - ウ イに掲げる法令上の手続を除く、引渡し後の使用に際し必要となる費用を考慮すること。
 - エ 引渡し等に際して発生する輸送費や保管費等は、買受人の負担とすること。
- (2) 売払いのための契約に際しては、防衛装備庁長官と調整の上、必要に応じて次の事項を契約条項に盛り込むものとする。
 - ア 買受人は、対象航空機の所有権移転に伴い、航空法及び外為法をはじめとする法令等に規定している所要の手続を速やかに完了し、その内容が確認できる書類を提出すること。
 - イ 引渡し後、対象航空機の使用等に際し必要となる、航空法及び外為法をはじめとする法令上の手続については、買受人の責任と負担により行うこと。
 - ウ 買受人は、対象航空機の引き受けに関して事故のないよう留意するとともに、事故発生の場合はすべて買受人の責任において処理すること。
 - エ 防衛省所管航空機であることを標示するための記号、標識等が残った状態で引き渡される場合には、買受人はこれらを抹消又は除去するとともに、抹消又は除去したことが確認できる写真等を速やかに提出すること。

オ 対象航空機は現状渡しであり、契約締結後、防衛省側は当該航空機に対し一切の責任を負わず、買受人は、対象航空機に不具合、隠れた瑕疵等を発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に当たり疑義が生じた場合には、部局長は防衛装備府長官と協議するものとする。また、個々の航空機の用途廃止後の細部の取扱いについては、各幕担当課の求めに応じて、プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）が、検討の基本となる体制その他の必要な事項について関係者に通知するものとし、当該体制において、所要の調整・検討を行うこととする。

(経過措置)

第7 この要領の発出の日前に、用途廃止の決定をした航空機については、今後、この要領を参考に取扱うものとする。ただし、既に物品に編入した航空機についてはこの限りではない。